財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

改 正 案

特定事業を営む会社の附属明細表)

当する附属明細表については、作成を要しない。

一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相一項第三号、第四号及び第六号に掲げるで成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及第百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号

(略)

融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)、信用限制等に関する法律施行規則(平成二十年財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第二号)、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令(平成二十年財務省・厚生労働省金融公庫の会計に関する省令(平成二十年財務省・厚生労働省の会計に関する省令(平成二十年財務省・厚生労働省の会計に関する省令(平成二十年財務省・厚生労働省の会計に関する省令(平成二十年財務省・厚生労働省の会計に関する省令(平成二十年財務省令第六十号)又は株式行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)、経済産業省・銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)、長期信用銀銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)、長期信用銀銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)、長期信用銀銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)、長期信用銀銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)、長期信用銀銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)、信用銀

(特定事業を営む会社の附属明細表)

現

行

当する附属明細表については、作成を要しない。 に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表又はこれらに相っ 可第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表の用語、様式及会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第第百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号第百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号

(略)

三~十三 (略)	する。	げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものと	ける指定法人については、前条第一項第二号から第六号までに掲	法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号)の適用を受	金庫法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十五号) 又は労働金庫
三~十三 (略)			を同条第二項に定める様式により作成するものとする。	ついては、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表	和五十七年大蔵省・労働省令第一号)の適用を受ける指定法人に

信用金庫法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十五号)

2~9 (略) 七 (略)	銀行が行う資金の貸付けに係る債務の保証に限る。)の貸付けを受ける者のためにする債務の保証(株式会社国際協力六、当該信用金庫連合会が株式会社国際協力銀行とともに行う資金(単)(単)	〜 5 へ各〜 形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 第五十三条 法第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証又は手(信用金庫連合会の付随業務)	改正案
2~9 (略) 七 (略) 七 (略) が定める資金の貸付けに係る債務の保証に限る。)に限る。)	政策金融公庫が行う資金の貸付けに係る債務の保証(金融庁長官資金の貸付けを受ける者のためにする債務の保証(株式会社日本六 当該信用金庫連合会が株式会社日本政策金融公庫とともに行う	〜 公 公	現

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十九号)

別紙樣式1~4 (略)	別紙様式1~4 (略)
	Ξ
(新設)	三十五(株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
~三十四 (略)	
りでない。	りでない。
により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限	により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限
律 (平成十九年法律第二十二号)第二十条第六項及び第七項の規定	律(平成十九年法律第二十二号)第二十条第六項及び第七項の規定
の七第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法	の七第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法
に第百八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条	に第百八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第百九十四条
十七条の三十第一項、第二十七条の三十五、第百八十五条の五並び	十七条の三十第一項、第二十七条の三十五、第百八十五条の五並び
十二の二第二項において準用する場合を含む。)及び第二項、第二	十二の二第二項において準用する場合を含む。) 及び第二項、第二
場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二	場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二
年法律第二十五号)第二十六条 (同法第二十七条において準用する	年法律第二十五号)第二十六条 (同法第二十七条において準用する
証票は、別紙様式一による。 ただし、金融商品取引法 (昭和二十三	証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法 (昭和二十三
局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は	局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は
1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務	1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務
現行	改正案

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)

改正案	現
(適格機関投資家の範囲)	(適格機関投資家の範囲)
第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次	第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次
に掲げる者とする。 ただし、第十五号に掲げる者以外の者について	に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者について
は金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融	は金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融
庁長官が指定する者に限る。	庁長官が指定する者に限る。
	一~十二 (略)
十三 株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫	十三 株式会社日本政策金融公庫 (株式会社日本政策金融公庫法 (
	平成十九年法律第五十七号)第十三条第三項に規定する専任の部
	門に限る。)及び沖縄振興開発金融公庫
十四~二十七 (略)	十四~二十七 (略)
2~12 (略)	2~12 (略)

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十二号)

2 (略)	八 独立行政法人住宅金融支援機構	七一独立行政法人福祉医療機構	六 独立行政法人中小企業基盤整備機構	五 独立行政法人奄美群島振興開発基金	四)沖縄振興開発金融公庫	三株式会社国際協力銀行	二 株式会社日本政策投資銀行	株式会社商工組合中央金庫	次に掲げるものとする。	第四条 法第四条第四項第一号に規定する主務省令で定めるものは、	(申込み等を受けた金融機関が緊密な連携を図る者)	改正案
2 (略)	七 独立行政法人住宅金融支援機構	六 独立行政法人福祉医療機構	五 独立行政法人中小企業基盤整備機構	四 独立行政法人奄美群島振興開発基金	三 沖縄振興開発金融公庫	(新設)	二 株式会社日本政策投資銀行	株式会社商工組合中央金庫	次に掲げるものとする。	第四条 法第四条第四項第一号に規定する主務省令で定めるものは、	(申込み等を受けた金融機関が緊密な連携を図る者)	現